

平成 30 年度から適用される個人市・県民税の改正点

1. 給与所得控除の見直し（上限額の引き下げ）

給与所得控除の上限額が次の表の通り引き下げられました。

給与所得控除の改正前・後の表

	上限額が適用される給与収入額	給与所得控除金額の上限額
改正後（30 年度以後）	1,000 万円	220 万円
改正前（29 年度）	1,200 万円	230 万円
改正前（26～28 年度）	1,500 万円	245 万円

2. 「セルフメディケーション税制」（医療費控除の特例）の創設

この制度は、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取組として「一定の取組」を行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日から適用期間の間に、いわゆる「スイッチ OTC 医薬品」の購入費用、年間 1 万 2 千円を超えて支払った場合には、その購入経費（年間 10 万円を限度）のうち 1 万 2 千円を超える額（上限：8 万 8 千円）を医療費控除の特例として所得控除するものです。

（適用期間）

平成 29 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日（5 年間）

（※平成 29 年分の所得税、平成 30 年度の個人市・県民税の申告から適用）

（「スイッチ OTC 医薬品」とは）

要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く）をいいます。

（医療費控除との関係）

この特例の適用を受ける場合には、医療費控除の適用を受けることができません。また、医療費控除の適用を受ける場合には、この特例の適用を受けることができません。

3. 医療費控除の添付書類の見直し（申告時における「明細書」の添付義務化）

医療費控除（医療費控除の特例「セルフメディケーション税制」を含む）の適用を受ける場合は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければならないことになりました。

（適用期間）

平成 29 年分の所得税、平成 30 年度の個人市・県民税の申告から適用

(経過措置)

平成 29 年分～平成 31 年分の所得税の確定申告・平成 30 年度～令和 2 年度の個人市・県民税の申告
にあつては、医療費などの領収書の添付または提示によることもできます。